

緊急浚渫推進事業債による財政支援の延長 について

近畿ブロック知事会

令和6年12月

緊急浚渫推進事業債による財政支援の延長について

「緊急浚渫推進事業債」は、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫、樹木伐採を実施できるよう令和２年度に創設されたものであり、令和２年度から令和６年度までを対象期間とし、地方債の特例が認められた。近畿圏では、これまでこれを積極的に活用し浚渫、樹木伐採を進めてきた。

しかし、近年の台風や集中豪雨等による大きな出水により新たに発生、流出した土砂や流木等は、河川における流水を阻害し、人家や田畑への被害を拡大するなど多岐にわたり大きな被害を生じさせる恐れがあり、引き続き対応が必要な河川等が多く存在する状態である。

については、次の事項について特段の措置が講じられるよう提言する。

緊急浚渫推進事業債について令和７年度以降の延長を図ること。

令和６年１２月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	岸	本	周	平
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤田	正	純